

第4章 プランの推進

1. プランの推進体制

男女共同参画社会の実現を総合的に推進していくために、市民参画による推進体制を整備し、プランの進行管理体制を確立していきます。

さらに、プランを推進し、その理念の浸透を図るために、市（行政）だけでなく、市民、事業所と連携して推進していきます。

1-1 施策推進体制の整備

このプランを市民・市（行政）・事業所が連携し、積極的に進めていくために、市民参画によるプランの推進体制を整備するとともに、計画の進行管理体制を確立し、プランが実効性のあるものとなるよう取り組みを行います。

【施策の方向】

● 推進会議による計画の進捗管理及び推進

本市における男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画推進会議（仮称）を設置し、プランの進捗管理・推進を図ります。

● 職員研修の充実

プランの推進を図るため、職員一人ひとりの男女共同参画に関する意識の高揚を図ります。

● 定期的な見直し・改訂

プランの内容については、社会的、経済的な変化に伴い定期的な見直し、改訂を行います。また、プラン評価の一つとして定期的にアンケート調査を実施します。

1-2 市民、市、事業者の連携

市民、市（行政）、事業所の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

地域や市全体が様々な分野で活発な活動を行えるように団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取り組みを行います。

【施策の方向】

● 情報の収集・発信の充実

男女共同参画社会の実現に関する情報の収集や研究等を行い、その成果を市民や事業所に情報提供します。

● 市民団体等と連携した事業の実施

女性の会をはじめとする様々な団体、市民の自主的な活動と連携した事業を行っていくことにより、男女共同参画意識の高揚を図ります。

